

# 青少年センターの概要と活動状況

## 1 概要と施設等

青少年センターとは

青少年の健全育成を図るため、関係機関・関係団体・学校・地域・家庭等との連携を密にし、青少年に対する相談、指導、非行少年等の早期発見、早期補導及び情報資料の整備等、青少年の健全育成、非行防止に必要な業務を行い、青少年の健全な育成を図る実践的拠点である。

設置運営主体	新居浜市
主管部局	新居浜市教育委員会
設置年月日	昭和39年7月16日
所在地	新居浜市繁本町8番65号（平成5年9月から旧図書館跡へ移転）
職員	2人
補導委員	174人（令和6.6.1現在）

## 2 活動区域内の状況（令和6.5.1現在）

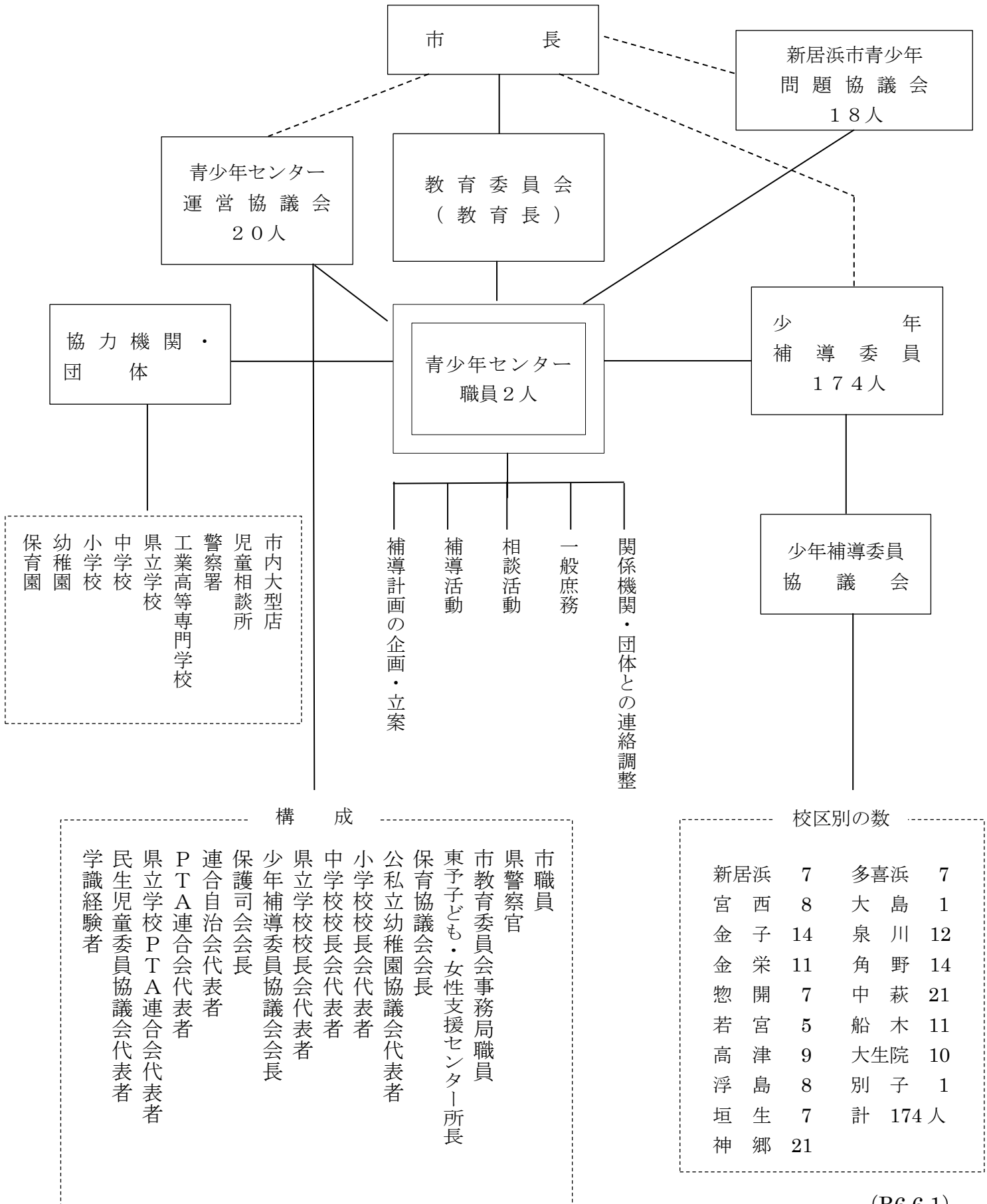
種 別						数
児 童 ・ 生 徒 ・ 学 生 の 数						
学 校 等 の 数	区 分	市 立	県 立	国 立	計	
	小 学 校	16				5,572人
	中 学 校	12				3,008人
	高 等 学 校		5			2,657人
	特別支援学校		2			299人
	高等専門学校			1		1,039人
	合 計	28	7	1		12,575人
警 察 署 の 数						1
駐 在 所 ・ 交 番 の 数						12
児 童 相 談 所 の 数						1
簡 易 裁 判 所 の 数						1

（備考）高等学校生徒数の中には、定時制高校の41人を含む。

特別支援学校児童生徒数は、小学部・中学部・高等部の合計人数である。

3 組織機構

青少年センター組織・機構



(R6.6.1)

(備考) 県立学校は高等学校5校と特別支援学校2校からなる。

## 4 令和6年度新居浜市青少年センター運営方針、重点目標及び活動計画

### (1) 運営方針

- ア 関係機関・団体、学校、家庭、地域との連携を図り、青少年の健全育成に努める。
- イ 青少年に対する相談、指導に努め、非行集団等の早期発見・早期補導に努める。
- ウ 情報収集と資料整備、啓発活動に努める。

### (2) 重点目標

- ア 「見せる補導」を徹底し、非行の未然防止を図る。
- イ 学校周辺の巡回を行い、児童生徒の安全確保に努める。
- ウ 安全情報ネットワークの整備に努める。

### (3) 活動計画

ア 少年補導委員による街頭補導活動について

#### (ア) 通常街頭補導

- a 青少年センター作成の街頭補導実施計画に基づき、夏はポロシャツ、冬はジャンパーを着用の上、学校周辺や通学路を中心に巡回する。
- b 巡回時に、児童生徒に挨拶や声掛けを積極的に行うことで信頼を得るとともに、安全確保に努める。
- c 遊び場や通学路における危険個所の発見に努め、関係機関等に意見具申する。
- d 巡回時間帯は、原則として女性班は14時から16時まで、男性班は19時から21時までとする。
- e 毎月5日と第3金曜日を「少年を非行から守る日」と定め、無償の補導活動を実施する。

#### (イ) 特別街頭補導

- a 青少年センター作成の街頭補導実施計画に基づき、夏越祭、土曜夜市、夏祭り、花火大会、年末年始、地域行事等に巡回する。
- b 巡回時間帯は、季節による児童生徒の活動時間帯や、行事の実施時間に合わせ効果的な補導活動を実施する。
- c 夏休み中、適宜深夜補導を実施する。
- d 愛媛県少年補導委員連絡協議会が設定する県下一斉補導統一行動については、県補連の申し合わせによる計画に従い実施する。

#### (ウ) 広域巡回補導

- a 青少年センター作成の街頭補導実施計画に基づき、支部長が少年補導委員広域補導班を編成し、補導活動を行う。
- b 補導パトロール車により巡回を原則として第1・第3日曜日に行う。
- c 巡回時間は、原則として13時から15時までとする。
- d 効果的な巡回コースを季節や行事に合わせて検討して実施する。
  - ・常時：駅周辺、ゲームセンター、カラオケボックス、大型スーパー等
  - ・春：花見場所、公園、国領川河川敷
  - ・夏：市民プール、マリーナ人工海浜、種子川、公園、海岸 等

イ 相談活動について

(ア) 電話・来所・訪問相談

- ・子どもの養育や問題行動等に悩む保護者や青少年を対象として実施する。
- ・相談内容に応じ、関係機関との連携を図る。

(イ) 相談業務のPR

- ・市政だより等に掲載し、市民に周知する。

ウ 環境浄化活動について

酒・タバコ等販売店への協力依頼

(ア) 未成年者への酒・タバコの販売禁止を周知する。

(イ) 未成年者喫煙防止推進協議会等と連絡を図り、効果的な啓発を実施する。

エ 啓発活動について

(ア) 7月「青少年の非行・被害防止全国強調月間」の取組

- a 市政だよりに啓發文書、健全育成標語を掲載する。
- b 健全育成標語のポスターを作成・掲示する。
- c 県下一斉補導を実施する。

(イ) 11月「子ども・若者育成支援強調月間」の取組

- a 市政だよりに啓發文書を掲載する。
- b 県下一斉補導を実施する。

(ウ) 「青少年センターだより」の掲載

オ 健全育成の推進について

青少年善行表彰

- ・社会の環境浄化等に功績のあった者に対し表彰する。

カ 少年補導委員の研修について

(ア) 市町少年補導委員「ブロック別」東予地区研修大会の開催

(イ) 愛媛県青少年健全育成推進大会、愛媛県少年補導委員連絡協議会50周年記念大会等への派遣

キ 関係機関・団体等との連携について

(ア) 不審者情報等の共有

知り得た情報を確認の上、関係者に周知する。必要に応じ周辺部のパトロールを実施する。

(イ) 関係機関・団体との連携、会合等への出席

- a 県立学校協議会生徒指導連絡協議会、県立学校PTA連合会生徒生活指導委員会、小・中学校生徒指導主事連絡協議会
- b 少年の飲酒防止対策会議、未成年者喫煙防止推進協議会、中央交番連絡協議会、新居浜地区非行防止対策協議会
- c 愛媛県少年補導センター連絡協議会、愛媛県少年補導委員連絡協議会、東予地区広域補導連絡協議会、東予地方青少年対策班会議
- d 青少年の非行・被害防止県民大会、愛媛の未来をひらく少年の主張大会
- e 上部地区補導連絡協議会、各校区青少年健全育成協議会等

## 5 青少年センター運営協議会

青少年センターの活動の実施に必要な方針、業務計画等の運営について協議決定する機関で20人の委員を委嘱している。

令和5年度の開催状況は次のとおりである。

### 第1回（令和5年6月6日）

- (1) 会長選出について
- (2) 令和4年度事業報告
- (3) 令和5年度事業計画
- (4) 少年補導委員の推薦について

### 第2回（令和6年2月19日）

- (1) 青少年善行表彰について
- (2) 少年補導委員の推薦について

## 6 令和5年度事業の概要

- 4月21日 愛媛県少年補導センター連絡協議会  
定例会 (松山市)
- 27日 少年補導委員定例支部長会
- 5月14日 新居浜市少年補導委員協議会総会  
(ウイメンズプラザ)
- 19日 県立学校協議会第1回生徒指導連絡  
協議会 (東高校)
- 26日 少年補導委員定例支部長会
- 31日 愛媛県少年補導委員連絡協議会第1  
回理事会 (松山市)
- 6月6日 第1回青少年センター運営協議会  
(市民文化センター)
- 7日 東予地区広域補導連絡協議会第1回  
代表委員会 (西条市)
- 23日 愛媛県少年補導委員連絡協議会定期  
総会 (松山市)
- 27日 少年補導委員定例支部長会



〈標語表彰式〉

7月1日～7月31日

### 青少年の非行・被害防止全国強調月間

- 7月1日 愛媛県少年補導委員連絡協議会東予  
ブロック研修大会 (西条市)
- 3日 県立学校PTA連合会 第1回生徒  
生活指導委員会 (西高校)
- 5日 「児童生徒を守り育てる日」  
県下一斉街頭補導活動
- 26日 青少年の非行・被害防止県民大会  
(愛媛県生涯学習センター)
- 8月18日 愛媛県少年補導委員連絡協議会第2  
回理事会 (松山市)
- 25日 少年補導委員定例支部長会

- 9月11日 県立学校協議会第2回生徒指導連  
絡協議会 (東高校)
- 14日 県立学校PTA連合会第2回生徒  
生活指導委員会 (西高校)
- 23日 四国地区少年補導センター連絡協  
議会香川大会 (東かがわ市)
- 10月27日 少年補導委員定例支部長会
- 11月1日～11月30日**  
**子ども・若者育成支援強調月間**
- 11月6日 「児童生徒を守り育てる日」  
県下一斉街頭補導活動
- 10日 県立学校協議会第3回生徒指導主  
事連絡協議会 (東高校)
- 17日 愛媛県少年補導委員連絡協議会研  
修大会 (松山市)
- 27日 少年補導委員定例支部長会
- 12月13日 少年補導委員定例支部長会
- 1月19日 県立学校PTA連合会第3回生  
徒生活指導委員会 (西高校)
- 26日 少年補導委員定例支部長会
- 26日 安全祈願祭



〈安全祈願祭〉

- 2月13日 愛媛県少年補導委員連絡協議会第  
3回所長会 (松山市)
- 16日 第2回青少年センター運営協議会  
(市民文化センター)
- 27日 少年補導委員定例支部長会
- 29日 東予地区広域補導連絡協議会第2  
回代表委員会 (西条市)
- 3月8日 愛媛県少年補導委員連絡協議会第  
3回理事会 (松山市)
- 15日 中学校卒業式特別街頭補導
- 25日 少年補導委員定例支部長会

## 7 街頭補導

問題少年、非行少年集団の早期発見、早期補導を基本に、青少年センターの街頭補導実施計画に基づく少年補導委員などの昼夜の街頭補導、関係する機関、団体と連携したきめ細やかな、思いやりのある「愛の一声」による街頭補導を実施して健全育成、非行防止に努めている。

(第1表) 令和5年度街頭補導月別実施状況

月		区分	昼 間	夜 間	合 計
5年 4月	回数		22	22	44
	人員		83	104	187
5月	回数		15	26	41
	人員		59	131	190
6月	回数		15	26	41
	人員		51	136	187
7月	回数		18	52	70
	人員		70	317	387
8月	回数		13	27	40
	人員		40	132	172
9月	回数		16	25	41
	人員		51	125	176
10月	回数		14	24	38
	人員		50	105	155
11月	回数		18	31	49
	人員		62	157	219
12月	回数		21	30	51
	人員		71	137	208
6年 1月	回数		20	27	47
	人員		83	117	200
2月	回数		14	20	34
	人員		49	99	148
3月	回数		27	24	51
	人員		86	104	190
計	回数		213	334	547
	人員		755	1,664	2,419

(第2表) 街頭補導行為別状況

学職別 行為別	小学生	中学生	高校生	有職少年	無職少年	その他	計
飲 酒							0 (0)
喫 煙			4				4 (0)
怠学・怠業							0 (0)
金 銭 浪 費							0 (0)
不純異性交友							0 (0)
盛り場徘徊							0 (0)
不健全娯楽							0 (0)
不良交友							0 (0)
夜 遊 び							0 (0)
ゲームセンター							0 (0)
暴 走 行 為							0 (0)
無灯火・重乗等			6				6 (0)
声 か け 帰 宅 指 導	23 (9)	32 (11)	72 (36)				127 (56)
そ の 他							0 (0)
計	23 (9)	32 (11)	82 (36)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	137 (56)

( ) は内数で女子を表す。

## 〈補導の状況〉

街頭補導による令和5年度の補導総数は137人で昨年度と比べ微増している。

行為別にみると、声かけ・帰宅指導がトップで127人、この行為で全体の92.7%を占めている。127件を学職別にみると、小学生が23人、中学生が32人、高校生が72人となっている。



## 8 相談活動

少年相談について

青少年センターでは、青少年の健全育成と非行防止を図るため、子どもの養育、問題行動等で悩んでいる親や、その関係者並びに問題を持つ青少年自身を対象に、相談活動を実施した。

### (1) 相談日

毎週（月～金）8：30～17：15（祝日、年末年始の休日を除く）

### (2) 相談方法

- ア 来所相談 …… 相談を希望する者が来所して、相談室で相談する。
- イ 電話相談 …… 青少年相談電話（33-4152）により行う。
- ウ 招致相談 …… 補導活動等で問題少年を発見した場合に、相談の必要があると思われる者を青少年センターに呼んで相談を行う。

### (3) 相談の概況

相談の受理件数は、少年相談1件である。

少年相談の状況

令和5年度中の相談件数は1件で、相談方法は電話相談となっている。

〈参考〉過去の相談件数

項目	来所相談	電話相談	招致相談	合計
相談件数	0	1	0	1

令和4年	4
令和3年	4
令和2年	3
令和元年	3
平成30年	8
平成29年	17
平成28年	13

### ○相談対象者

学歴	小学生	中学生	高校生	その他	合計
相談件数	0	0	1	0	1

### ○相談内容

相談内容	家庭問題	学校	非行不良行為	その他	合計
相談件数	0	1	0	0	1

## 9 青少年善行表彰

新居浜市における青少年の資質向上、特に生活及び行動において善行著しい者について表彰している。

表彰の要件としては

- (1) 人命救助に功績のあった者
- (2) 社会の環境浄化に功績のあった者
- (3) 学校内外及び職場において不良化防止に功績のあった者
- (4) 困難を克服し明るい家庭づくりに功績のあった者
- (5) その他賞賛に値する善行のあった者

となっている。

また、表彰は推薦制とし、児童・生徒については小・中・高等学校長、有職青少年については職場責任者が、無職青少年については民生児童委員協議会長が教育長に推薦することになっており、青少年センター運営協議会に諮り、教育長が賞状と記念品の授与を行うことになっている。平成28年6月1日要綱の改正を行い、(1)の人命救助に功績のあった者等についての表彰は、その都度実施することとした。令和5年度中に表彰を受けた方は次のとおりである。

## 青少年善行表彰者

表彰年月日	住所又は学校名	被表彰者氏名	職業又は学年	推薦者	表彰の理由
R6.2.22	新居浜市立北中学校	水田 優音	1年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	安田 凌	1年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	佐々木 優太	1年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	岩本 彩聖	1年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	伊東 拓海	2年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	竹原 沙優	2年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	浅田 麻希	3年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	桑本 奈波	3年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜市立北中学校	永易 亜依斗	3年	新居浜市立北中学校 校長 篠原 和彦	人命救助
R6.2.22	新居浜工業高等専門学校	菊池 海梅	1年	新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木 康司	ボランティア活動 (奇術)
R6.2.22	新居浜工業高等専門学校	田中 光應	1年	新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木 康司	ボランティア活動 (奇術)
R6.2.22	新居浜工業高等専門学校	日野 はるか	1年	新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木 康司	ボランティア活動 (奇術)
R6.2.22	新居浜工業高等専門学校	柳田 智哉	2年	新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木 康司	ボランティア活動 (奇術)
R6.2.22	新居浜工業高等専門学校	石川 結樹菜	3年	新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木 康司	ボランティア活動 (奇術)
R6.2.22	新居浜工業高等専門学校	松本 太陽	3年	新居浜工業高等専門学校 校長 鈴木 康司	ボランティア活動 (奇術)

## 青少年善行表彰者

R6.2.22	愛媛県立新居浜南高等学校	川村 彩夏	3年	新居浜南高等学校 校長 後藤 一美	別子銅山産業遺産の保存・活用 ボランティア活動
R6.2.22	愛媛県立新居浜南高等学校	菅 美乃莉	3年	新居浜南高等学校 校長 後藤 一美	別子銅山産業遺産の保存・活用 ボランティア活動
R6.2.22	愛媛県立新居浜南高等学校	戸田 航輝	3年	新居浜南高等学校 校長 後藤 一美	別子銅山産業遺産の保存・活用 ボランティア活動
R6.2.22	愛媛県立新居浜南高等学校	西本 清晃	3年	新居浜南高等学校 校長 後藤 一美	別子銅山産業遺産の保存・活用 ボランティア活動
R6.2.22	愛媛県立新居浜南高等学校	三木 心太	3年	新居浜南高等学校 校長 後藤 一美	別子銅山産業遺産の保存・活用 ボランティア活動

### 10 環境浄化活動

利便性・営利性・享楽性等を求める社会風潮を反映して、青少年を取り巻く環境は、青少年の健全育成にとって、好ましくない影響を及ぼしている。

青少年を有害環境の汚染から守り、環境浄化を図るためには、その実態の把握が必要であり、環境浄化活動を運動として展開することが大切である。